

## 湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和3年8月12日

湖西市監査委員 墨岡秀治

湖西市監査委員 柴田一雄

### 令和3年度財務監査（前期監査）の結果に関する報告

#### 第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

#### 第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第4項の定期監査として行った同条第1項第3号の財務監査です。

#### 第3 監査の対象

この監査は、別表第1に掲げる部課等の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査の対象とし、その重点事項を次に掲げるものとしてしました。

- (1) 修繕、委託又は工事の実施に係る事務
- (2) 管理用備品（公営企業会計にあつては固定資産。以下「備品等」）の購入に係る事務
- (3) 補助金又は交付金の交付事務
- (4) 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金に係る当該資金の貸付けその他の運用（以下「基金の運用」）に関する事務
- (5) 資金前渡による支出の事務

## 第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとし、別に詳細な着眼点を設定しました。

- (1) 法令に適合しているか。
- (2) 正確か。
- (3) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか。
- (4) 組織及び運営の合理化に努めているか。
- (5) 内部統制は有効に働いているか。（重大なミスが見過ごされていないか。）

## 第5 監査の主な実施方法

### 1 予備監査

対象部課等に資料の提出を依頼し、提出された資料を通覧して異常事項や例外事項の有無を確認しました。

### 2 監査委員監査

修繕、委託若しくは工事の実施に係る事務、備品等の購入に係る事務又は補助金若しくは交付金の交付事務で重要性判断基準により選定した契約又は支出負担行為241件に係る関係書類及び基金の運用に関する事務に係る関係書類を確認するとともに、前渡資金の管理状況を現場で確認しました。

これらにより異常の有無を確認できなかった事項については、関係職員に質問し、回答又は説明を求めました。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査は、別表第2に掲げる場所及び日程により実施しました。

## 第7 監査の結果及び意見

### 1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査したところ、おおむね適正に執行されていると認められましたが、改善すべき点があったので、下記のとおり担当者へ適切な措置を講じるよう意見を伝えました。

### 2 補助金の適正執行について（意見）

湖西市商工会に対する補助金について、交付要綱に基づき交付されていますが、補助金交付の目的に対し補助対象経費が明確でない内容がみられます。

このことは補助金額が適正に算定されなかったり、補助金の公益性にかかわることでもありますので、補助団体の活動実態に合わせ、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容、補助率等が明確になるようにしてください。

## 別表第1（第3関係）

○対象部課等

総務部	財政課
企画部	企画政策課、秘書広報課、資産経営課
環境部	下水道課、水道課
健康福祉部	高齢者福祉課
市民安全部	危機管理課、保険年金課
産業部	文化観光課、産業振興課
都市整備部	都市計画課、建築住宅課
会計課	
教育委員会事務局	教育総務課、幼児教育課、スポーツ・生涯学習課
消防本部	消防総務課
消防署	
市立湖西病院	

## 別表第2（第6関係）

○監査の実施場所及び日程

内容		実施場所	実施日
実施通知			令和3年4月1日
予備監査		監査委員事務局	令和3年5月10日から 5月21日まで
監査委員監査	閲覧	監査委員事務局、浄化センター及び市立湖西病院	令和3年5月24日から 7月9日まで
	実査及び質問	監査委員事務局、秘書広報課、浄化センター及び市立湖西病院	令和3年7月12日から 20日まで
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和3年7月26日及び 27日
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和3年8月2日